

## 「分類の基準」の検討に当たって

### 1. 諮問時の指摘の概要

今回の改定案では分類体系に大きな変更がない一方で、分類の基準を変更している。その趣旨を明確にすべきであり、より適切な記載とするため、引き続き部会にて検討されたい。

### 2. 改定案

供給側の視点、分かりやすい表現、ISIC との整合性の観点から検討され、以下のように提案されている。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

### 3. 改定案の議論

この改定案の議論に当たっては、主に以下の論点があると思われる。

- ① 現行の「分類の基準」と比べ、改定案はその基準の順番を変えたが、それに基づいて分類体系に大きな変更を加えていない。その趣旨は何か。
- ② 箇条書き部分に(1)～(3)と数字を記載しているが、記載順の意図を本文に明記していない。優先順位はあるのか。  
また、箇条書きの(1)の方の優先順位が高いように理解される可能性があるが、記載順の意図に関する説明文は必要か。  
さらに、箇条書きに優先順位がないとした場合、改定案のように記載順を変える場合には説明が必要ではないか。
- ③ ②に関連して、需給の観点からは、どのような順番で記載することが適切か。
- ④ 国際標準産業分類（ISIC）との整合性をどう確保すべきか。例えば、ISIC は供給ベースのコンセプトの枠組みであり、原則として、上位側の分類は需要サイド、下位側の分類は供給サイドの記載がなされている。